

基金情報

No. 12

平成15年3月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階 TEL03-3633-6445

ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

主要事業概況		平成15年2月末現在	対前月増減数
事業所数(件)		270	1
加入員数(人)	男子	6,600	-5
	女子	2,686	-22
	計	9,286	-27
受給者数(人)	男子	3,328	8
	女子	1,758	4
	計	5,086	12
平均年金額(円)		413,904	830
年金資産額(円)		28,640,668,773	-186,265,306
修正総合利回り(%)		-11.97	-0.57

臨時代議員会開催

減少事業所に係る掛金の一括徴収を導入

平成15年3月25日に臨時の代議員会が開催され、岡本硝子株の任意脱退及び減少事業所に係る掛金の一括徴収の導入に関する審議がなされました。

いずれの議案も代議員会での承認が得られ、これに伴い、同事業所の削除及び一括徴収に係る規定の新設などを内容とする規約の一部変更(案)が議決されました。

岡本硝子株の任意脱退については、代議員会での議決の日をもって同事業所を規約から削除する手続きを終え、脱退に伴い発生する規約上の脱退時特別掛金(2億3千万円余)の賦課・徴収についても、同3月25日付けにて納入告知を行ったところです。

この脱退により、加入員が約220名減となり、加入員総数は約9,000名と減少することとなりましたが、脱退時特別掛金の収納により、当面の年金財政への影響はほとんど生じないものと思われます。

なお、同社選出の互選代議員・理事の辞任に伴い、役員に欠員が生じることとなりました。

減少事業所に係る掛金の一括徴収の概要

減少事業所に係る掛金の一括徴収は、平成13年に制定された確定給付企業年金法の附則の中で、厚生年金保険法の一部が改正され、厚生年金基金にも導入されました。

もともと、厚生年金基金には従来からそれに類する脱退時特別掛金が存在していましたが、それを採用は基金の任意的なものであり、掛金の徴収対象が脱退なり合併等に限定されていました。

この度の掛金の一括徴収は、負担の適正・公平化の観点から、事業所の減少による他の事業所の負担増を解消することとし、基金に義務化され、徴収対象事業所の拡大などが図られたものです。

徴収対象事業所

この度の掛金の一括徴収の対象は、当基金の設立事業所から抜ける(減少する)こととなる全ての事業所となります。ただし、合併などによって事業所は減少するが、加入員は合併先の設立事業所に引き継がれるような場合は、他の事業所の負担増が生じないこととなり、対象から除くこととなると考えます。

具体的な対象としては、①倒産や廃業・休業などにより廃止となる事業所 ②合併や営業譲渡により廃止となる事業所 ③当基金の適用地域(東日本)以外の地域に移転する事業所 ④任意に基金を脱退する事業所が考えられます。

一括徴収額

減少事業所に対する一括徴収の額は、直前の決算時における①今後とも負担すべきものとして決まっていた額と②今後負担することが必然的・公平な額が対象となります。

①の額は、代議員会での承認されている決算上の未償却過去勤務残額です。

②の額は、責任準備金を下回るいわゆる不足額で、決算上のア繰越不足金 イ資産評価調整加算額 ウ特例調整金 です。

徴収額の対象

徴収額の算出

一括徴収額の算出は、直前の決算における徴収対象額を決算日における標準給与で按分して求めることとなっています。ただし、直前の決算日以降に納付された未償却過去勤務債務(特別掛金)分は控除することとなります。

徴収額の収納

徴収額の収納のため、基金は減少日の10日前までに減少事業所に対して納入の告知を行います。

これにより、減少事業所の事業主は減少日の前日までに納付することとなります。ただし、減少に係る事業主からの申出や届出が送れた場合は、それらの期日も遅らせての告知・納付となります。

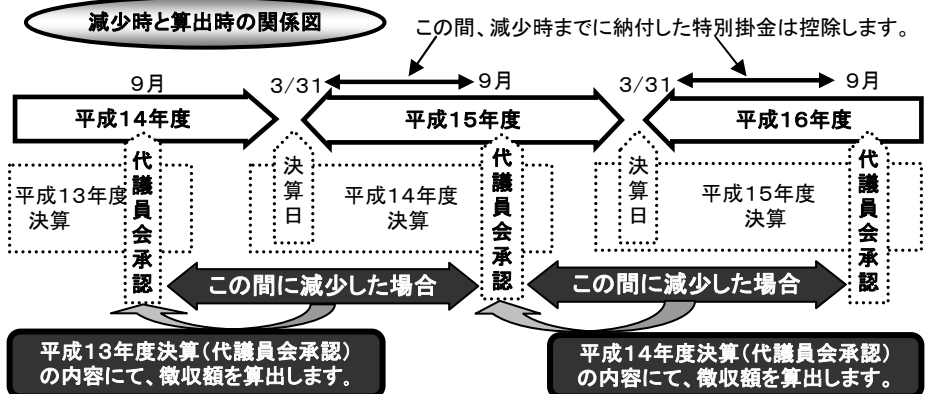
なお、納付がなされない場合は、掛金として滞納処分の対象となります。

徴収額・算式

$$\text{徴収額} = \frac{\text{減少事業所の標準給与月額 (加入員合計額)}}{\text{全事業所の標準給与月額 (加入員合計額)}} \times \text{納付した特別掛金の額}$$

(注) 算定の時期などは右図を参照してください。
なお、徴収額の対象は、未償却過去勤務債務残額+繰越不足金+資産評価調整加算額+特例調整金の合計額です。

減少時と算出時の関係図



事業運営 — 掛金の収納状況 (3・督促状況) —

督促件数・月20件

掛金が未納な事業所に対しては督促状を発行することとなっています。この発行件数は、月平均20件前後となっています。

また、督促事業所に対しては、書面や電話あるいは面会などによる納付督促を行うこととしています。納付督促件数は、月平均30件前後となっていますので、平均的には1督促事業所に対して1.5回程度の督促を行っていることとなります。しかし、納付督促は、納付が遅れがちな5・6箇所の事業所へが主となっていますので、現実には1督促事業所当り4・5回にも及ぶこととなります。

督促割合・増加傾向

掛金納付に対する各事業所のご協力や事業所数の減少などにより、未納事業所への督促件数や督促件数は、減少傾向にあります。また、督促割合(全事業所数に対する未納事業所割合)も減少傾向にあり、7%台から6%台へととなっています。

しかし、納付が遅れがちな事業所に対する納付督促割合は、15.1%台から155%台へとやや増加傾向となっています。

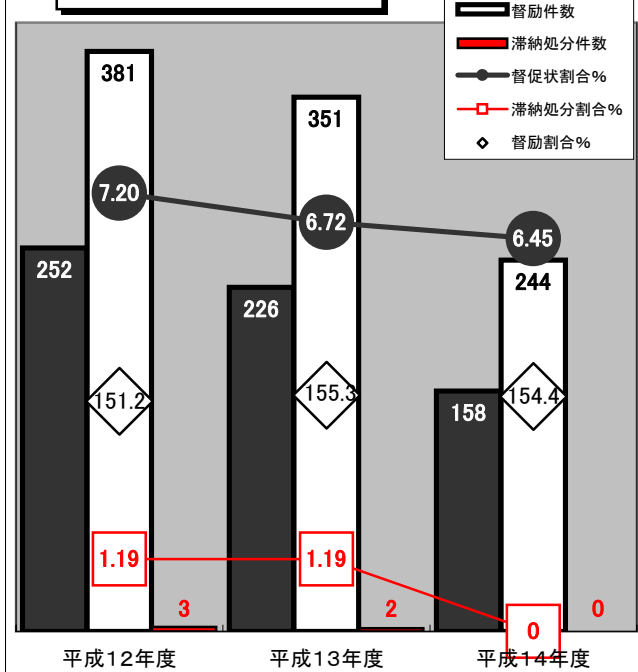
その増加傾向は、増加率としては極小さなものですが、納付が遅れがちな事業所回数の増加は、督促件数や割合が減少傾向にあるとはいえ、未納事業所の納付の困難性が増しているものといえます。

滞納処分・年2件

納付督促を重ねることにより、掛金の収納率は98%程度が確保され、遅いところでも概ね6か月以内に納付されている状況にあります。

しかし、年2件程度は、倒産などにより、厚生労働大臣の認可を受け、債務者への滞納処分の手続きをする例があります。

掛金の督促等の件数・割合



(注)

1. 各年度の件数・割合は、年間合計ですが、平成14年度は第3四半期末までの件数によるものです。
2. 督促割合及び滞納処分割合は、督促件数に対するものです。

資産運用委員会

マネジャーストラクチャーの取りまとめを終える

年金資産運用委員会は、3月6日に引き続き3月28日にマネジャーストラクチャーの見直しの検討を行い、資産構成割合など一連の審議を終えました。

3月28日には、運用機関構成を決めるため、運用機関5社のヒヤリングが行われ、各社の定性評価・定量評価を踏まえ、新規運用機関2社の採用などが決定されました。

なお、これら見直しによる資産の受移管は5月30日、運用は6月中を予定しています。

マネジャーストラクチャーの概要

運用受託機関

バランス型運用 1社:りそな信託銀行 + 特化型運用 7社

(特化型運用機関)*ゴジック運用機関は新規採用。日興アセット:契約解除

国内債券特化 2社:みずほ及びUFJ 信託銀行

国内株式特化 3社:シュローダー及び大和住銀 投信投資顧問

並びに三井アセット信託銀行

外国株式特化 2社:明治トレスナー及びニッセイ アセットマネジメント

運用スタイル

バランス型:パッシブ運用

特化型:国内債券(2社)=パッシブ運用

国内株式(3社)=アクティブ運用(市場型2社・割安型1社)

外国株式(2社)=アクティブ運用(成長型1社・割安型1社)

シェア

バランス型運用(りそな):50% 特化型運用:計50%

国内債券(みずほ、UFJ):各10%

内外株式(シュローダー、大和住銀、三井アセット、明治トレスナー、ニッセイ):各6%

この他、給付専用ファンドをなくし、年金給付の支払は、りそな信託銀行における信託資産にて支弁することなどが決まりました。

解散73に及ぶ

平成14年度中に厚生労働省が認可・公表した基金の解散件数は73、代行返上は491件に及びました。この結果、厚生年金基金の総数は、1654件となりました。

4月の事業予定

15/厚生労働大臣あて業務報告書の提出

17・18/事務講習会の開催

18/厚生労働大臣あて政府負担金の交付申請

基金用語

《 資産評価調整加算額 》

資産評価調整加算(控除)額は、基金の財政運営上における資産評価額と時価評価額との差額です。

年度末の財政運営上の評価額が時価を上回る場合、その上回る額を「資産評価調整加算額」といい、下回る場合は、その下回る額を「資産評価調整控除額」といいます。

数理的評価(収支差平滑化方式)

基金における資産の評価方法には、時価や数理的評価などがあります。

数理的評価方法は、資産の時価額の変動を最大5年間にわたって平滑化するものです。

平滑化の考え方は、ここ数年来のような時価額の大きな変動によって、年金財政(掛金)に大きく影響を与えることを抑えようとするものです。

その仕組みは、その年の時価ベースの収益から、基金が予め予定した収益を除いた差額を平滑化期間に振分けるとするものです。

この結果、差額がプラスのときは、プラス部分(資産評価調整控除額)が振り分けられるため、資産の時価額よりも数理的評価額は小さくなります。また、差額がマイナスの場合は、資産評価調整加算額によって数理的評価額は大きくなります。

決算書上の計上

資産を数理的評価したとしても、決算書上は、時価額を計上することとなっています。また、時価と数理的評価額との差額(資産評価調整加算額または資産評価調整控除額)も計上することとなっています。

したがって、貸借対照表にて数理債務と資産の時価との関係を見ることが出来ます。